

情報公開第01749号
令和 2年11月24日

弁護士 山中 理司 様

外務省大臣官房総務課
公文書監理室

行政文書の開示の実施について（通知）

令和 2年11月11日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

前科のある人に対して旅券を発給する際の手続が書いてある文書を含む一連の文書（最新版）

2 開示請求番号 2020-00009

3 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課 公文書監理室
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

本件に関するお問い合わせの際には、上記2の開示請求番号をお知らせください。

以 上

事務連絡
平成21年11月13日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課首席事務官 服部 優

担当: 管理班(佐々木)
代表番号: 03-3580-3311
(内線 3175)
FAX: 03-5501-8166

年末年始に向けての13条該当者からの発給申請の受付について

例年どおり年末年始に向けて13条該当者の旅券申請が増えてくると予想されますが、「渡航事情説明書」の受付にあたりましては、下記の事項にご留意くださるようお願いします。

記

1.

出発予定日までの回答が困難な場合があることを、事前に丁寧に説明し、あらかじめ了解を得ておくようお願いします。

2.

「渡航事情説明書」の中で記載をお願いしている【渡航予定期間】欄は、旅券の作成に要する期間(年末年始における旅券の申請受付から交付までの必要日数等)、渡航先国の査証申請期間等をも踏まえた期間を記入するよう必ずお伝え願います。

3.

「渡航事情説明書」の記入不備(必要事項が記入されていない)等がある場合には、審査に支障をきたすばかりか、右確認等に更なる時間を要することになりますので、当課への送付前に貴事務所での再確認を励行願います。

(了)

事務連絡
平成22年11月22日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課首席事務官
福島 正則

担当：総務班 井上
管理班 佐々木
電話：03(5501)8000
内線：4942, 3175
FAX：03(5501)8166

旅券発給制限事由該当者等からの一般旅券発給申請の取扱いの変更

1 旅券発給制限事由該当者又は該当が疑われる者からの一般旅券発給申請については、これまでには「先ず渡航事情説明書等を提出させた後、外務省から旅券発給の可否につき連絡を受けた後、申請を受理する」取扱いとしてきました（処理基準第8章2、「該当事案の一般的取扱い」参照）が、今後は、かかる者からの申請であっても、「渡航事情説明書等の提出時に一般旅券発給申請書等を提出せしめて申請を受理する」取扱いと変更することとしました。

つきましては、本事務連絡接到後は、旅券発給制限事由該当者等からの旅券発給申請があった場合には、一般旅券発給申請書等通常の申請に必要な書類等も同時に受領願います（注）。

なお、上記以外の本件手続については、基本的にこれまでと同様の取扱いとします。

ただし、本件審査の結果、旅券を不発給とする場合は、旅券法第14条に基づく処分通知書を当省で作成の上、都道府県旅券事務所を通じて当該申請人に通知することに改めます。（限定旅券を発給する場合の処分通知書（教示事項を含んだもの）は、現行の取扱いとおりです）。

2 本件変更を踏まえ改訂した処理基準を別添します。

[REDACTED]

（了）

取扱注意

事務連絡
平成23年3月4日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課首席事務官
福島 正則

担当 : 管理班(佐々木)
 代表番号 : 03-3580-3311
 (内線 3175)
 F A X : 03-5501-8166

旅券発給制限事由該当者からの旅券申請の取扱いの変更（実務処理参考資料）

1 平成22年11月22日付け事務連絡において、旅券発給制限事由該当者又は該当が疑われる者からの申請についても、通常の申請と同様、一律「一般旅券発給申請書等すべての必要書類を渡航事情説明書等とともに提出せしめ、もって申請を受理する」取扱いに変更する旨連絡いたしましたが、本件につき各都道府県旅券事務所から当省に対し、本変更に伴う実務処理に係る照会等が複数寄せられています。

このため、本件事務にかかる当省の見解を別添のとおりとりまとめましたので、執務参考用資料として送付します。

2



3 各旅券事務所におかれては、本件該当者の申請方法等に係るホームページ等での案内が上記1に即したものになっているかどうかご確認いただきたく、要すれば改定措置等をお願いします。

(了)

13条申請の取扱い変更に伴う実務処理参考資料

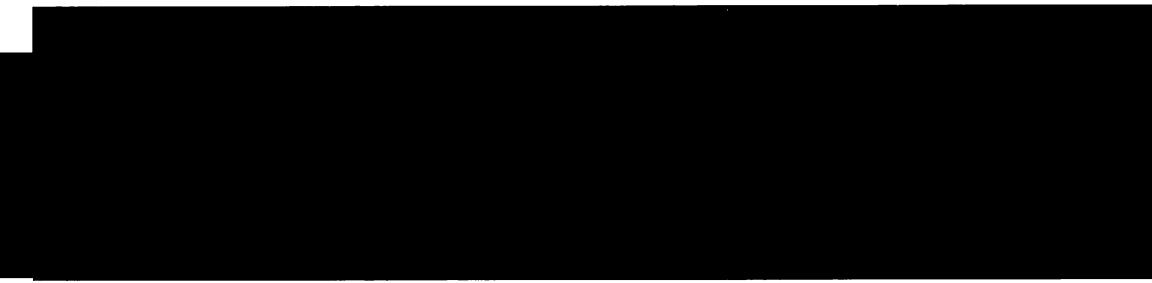
1 旅券発給制限事由該当者等からの申請受理にあたっての留意事項

(1) 提出書類

旅券法13条該当(疑義)者であるか否かに係わらず、すべての申請者は、一般旅券発給申請にあたっては、旅券法(以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、申請書をはじめとする写真、戸籍等の必要書類を提出して申請を行わなければならない。また、申請書の刑罰欄等に該当(疑義)がある者には、渡航事情説明書や判決謄本等(法第3条第1項第6号)、旅券発給可否審査に必要な書類の提出を求めることとなる。



(2) 旅券申請書の取扱い



(3) 申請書の受理年月日等

一般旅券発給申請書及び渡航事情説明書等の必要書類が旅券事務所に提出された日が受理日となるので受理番号を採番するとともに、該当事案としての登録作業(官庁コード取得)についても従来どおり必ず行う。



(4) 有効期間内の申請受理

ア 現有旅券の取扱い

通常・限定を問わず有効旅券を所持する本件該当者からの申請にあたっては、現有旅券の残存有効期間が1年未満の場合は同旅券を返納せしめ(法第11条)、



(イ)申請者が、例えば、新たな旅券の発給申請の審査期間中に、現有旅券 [REDACTED] を使用したいため現有旅券の返納に応じられないとする場合は、

まず右にかかる事情説明書とその疎明資料等の提出を求め、その取扱い振りにつき外務省に照会の上、その結果に従い処理する。[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

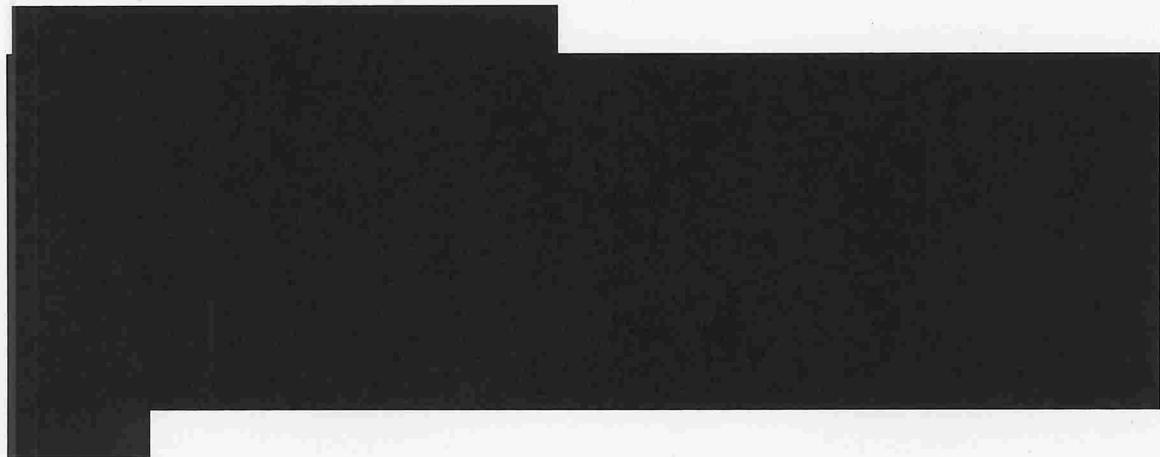
(5)審査期間等

本件該当者からの申請にあたっては、個別に所要の調査等を行い、発給の可否につき慎重な審査をする必要があるところ、非該当(疑義)者からの申請に関する標準処理期間では処理ができない上、その内容はケースバイケースで様々であり、調査・審査に要する時間にバラツキがあるため、その期間を一律に定めることは困難である。[REDACTED]

なお、審査の結果、①発給拒否、②(期間、渡航先が制限された)限定旅券発給、又は事案によっては③通常の一般旅券の発給と判断されるケースもある。

(6)受理票の取扱い

本件申請を受理したことと示すものとして、各都道府県において通常いわゆる受理票(引換証)の類を申請者に渡しているのであれば、本件該当者に対しても出すことは問題ない。



(8) 発給拒否通知書の交付

審査の結果、旅券を発給しない場合には、外務省は一般旅券発給拒否通知書を作成、旅券事務所へ送付するので、原則、申請者に直接手交し交付する。

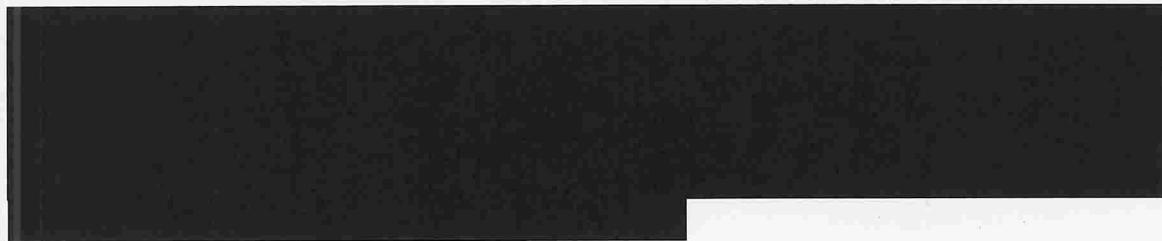
なお、本件書面交付は、都道府県の法定受託事務である(旅券法施行令第4条第1項6号)。

(9) 申請書類の保存期間等

提出された書類一式については、各都道府県の文書管理規程に従い保存する。

なお、官側は、必要申請書類一式を受理した上で、所要の審査を行い、その結果、処分(発給・発給拒否)決定したものであるので、提出された申請書類は返却できない。

2 審査結果後の旅券事務所での処理(申請者への連絡・確認と旅券発給・通知等)

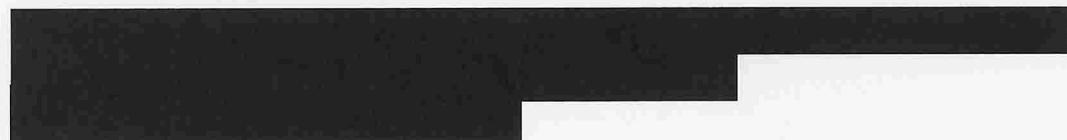


(1) 限定旅券の発給「可」

申請者に連絡する。その結果、

(なお、この許可は、そのたび毎に個別に審査した結果であることから、申請者の都合により渡航時期等が大幅に変更される場合は、改めての再申請・審査が必要となる。)

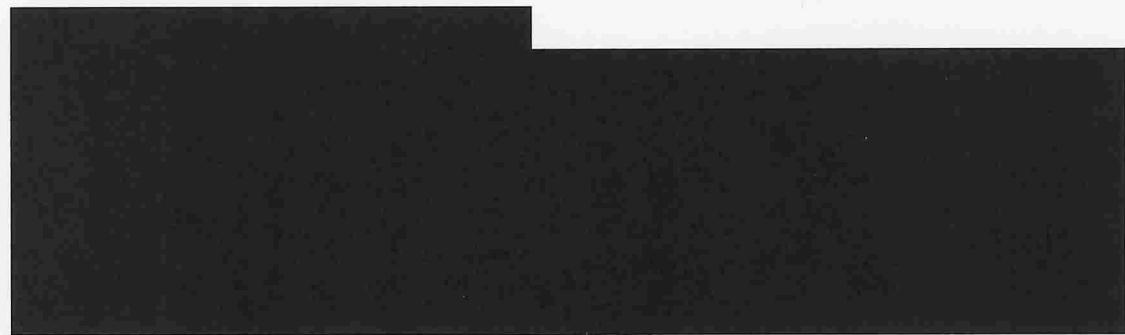
(ア) 申請者が当初申請どおりの旅券作成を希望する場合



②限定旅券を作成(※)、交付する。

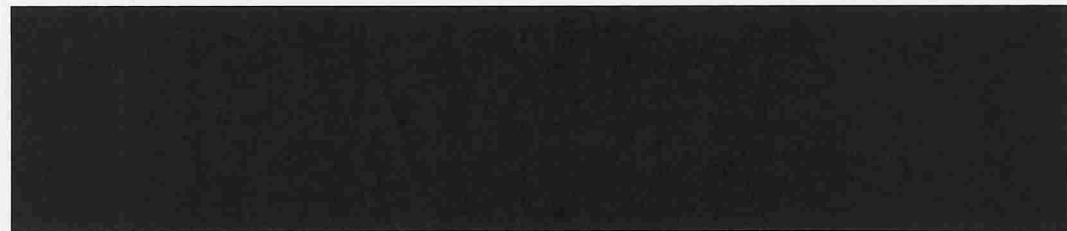


③発給通知書面の作成・手交する。



(イ) 申請者が旅券作成を希望しない場合 (※処分通知なし)

本件該当事案審査結果のタイミングとの関係から、申請者が旅券の作成を希望しない(申請取下げ願いを申し出た)場合、右事情説明書(申請取下げ願い書)等を申請者に提出させ、外務省へFAX送信した上で、同省からの回答に従い処理する。



(2) 発給「不可」



⑤ 発給拒否通知書(外務省作成)を申請者に交付し、交付日等を外務省へ報告する。

(3) 通常旅券の発給「可」

申請者に連絡する。その結果、

(ア) 旅券作成を希望する場合



③ 通常旅券を作成・交付する。

(イ) 旅券作成を希望しない場合

本件該当事案審査結果のタイミングとの関係から、申請者が旅券の作成を希望しない(申請取下げ願いを申し出た)場合、右事情説明書(申請取下げ願い書)等を申請者に提出させ、外務省へFAX送信した上で、同省からの回答に従い処理する。



(了)

事務連絡

平30-28号

平成30年5月1日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課

首席事務官 加藤 英次

担当：管理班 小島

電話：03-3580-3311

内線：3175

FAX：03-5501-8166

該当事案の取扱い（法第14条の規定に基づく書面の通知）について

標記につきましては、「一般旅券事務処理について（処理基準）」第8章に基づく事務処理をお願いしているところですが、法第14条に基づく書面の通知について明確な記載がないため、法第14条に明記されている「速やかに、（中略）申請した者にその旨を通知しなければならない。」という規定に従って、限定旅券交付前に通知書面の手交等を行っている事例もあると承知しています。

旅券発給の行政処分は、旅券交付を以て処分が完了することになりますので、処分のあった日とは申請者が旅券の交付を受けた日となります。したがって、旅券交付前に書面の通知をした場合、審査請求制度等における「処分を知った日」は当該書面を受けとった日であるとの誤解を与えることになりかねません。

つきましては、限定旅券発給にかかる通知は、通知書面の要旨（理由、処分内容、有効期間、渡航先）を伝えた上で、限定旅券の交付時期について申請者と相談し、限定旅券と同時に交付していただきたくよう、実施の徹底方をお願いいたします。口頭での処分通知と限定旅券交付日が相当期間あいたとしても、通知書面を交付日より先に郵送することは必要ありません。また、本件取扱いについては、本年秋に改訂する予定の処理基準に反映することとしております。

(了)

事務連絡

H30-43号

平成30年7月17日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課

首席事務官 加藤 英次

担当：管理班 小島

電話：03-3580-3311

内線：3175

FAX：03-5501-8166

該当事案の取扱い（限定旅券の作成）について

現在、該当事案にかかる限定旅券を発給するに当たっては、外務大臣による限定旅券の発行の決定（以下「限定旅券発行の決定」という。）を受けた後、予定している渡航に支障がないように限定旅券を交付できるよう、貴都道府県から申請者に対して渡航予定日を改めて確認していただいていますが、その際、当該申請者から当初予定していた渡航予定がなくなった等の理由により、申請取下げの意向が示された場合、申請者に対して書面による取下願の提出を依頼していただいているものと存じます。

しかしながら、当該申請者から取下願の提出がなく、督促をしても応じないといった状況により長期間にわたり事務処理が滞る事例があること、また、同事例以外の理由により同様の問題が発生し長期間事務処理が滞る事例があることも承知しております。

つきましては、該当事案にかかる事務処理を下記のとおりといたしますので、貴都道府県におかれましては、今後、下記に従って事務処理を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 限定旅券発行の決定の有効期間

限定旅券の交付予定日とができる期間を限定旅券発行の決定の日（法14条書面右上の日付。以下「限定旅券発行決定日」という。）から6か月経過する日までとします。

2 限定旅券発行決定日から6か月を経過した該当事案の取扱い

限定旅券の作成有無にかかわらず、何らかの事情により限定旅券発行決定日から6か月を経過する時点において限定旅券の交付に至らない事案については、都道府県から外務省（旅券課長）に対して、遅滞なく文書にて旅券法施行令第4条第1項第1号あるいは同第5号及び旅券法第8条が達成できないとする報告を行っていただくようお願いします（様式例：別添参照。）。

同報告を受けて、外務省（旅券課）において当該事案を終止することを決定するとともに、限定旅券作成済の場合は関係都道府県に対し、V O I Dせん孔処理及び、廃冊子処理について連絡することとします。ただし、当該終止手続について個別の対応が必要と判断される事案については、その都度、外務省（旅券課）から都道府県に連絡します。

3 終止にかかる申請者への通知等

（1）都道府県から申請者に対して、当該申請が終止になった旨の通知等を行う必要はありません。ただし、申請者から問い合わせがあった場合は、要旨次のようにご対応願います。

「貴殿と連絡がとれなくなったため（又は交付日が確認できなかったため）、規定に基づき外務省に対し貴殿との連絡状況等（又は確認ができなかった状況）を報告した。その結果、外務省において申請行為の効果がなくなったとの決定をし、本件申請は終止となった。」

（2）また、終止手続後、申請者から旅券が必要との意向が示された場合は、再度申請を行うよう指導をお願いします。

4 その他

（1）本件取扱いに不明な点等がある場合は、個別に外務省旅券課管理班までお問い合わせください。

（2）本事務連絡発出前になされた限定旅券の発行の決定について、当該決定の日から既に6か月経過している限定旅券未交付事案についても本事務連絡に則り処理するようお願いします。

（了）

(参考様式1：限定旅券作成済)

外務省領事局旅券課長 殿

○○県旅券センター
△△ ××

旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請について（報告）

今般、平成○○年□□月○○日付で受理した下記の旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請について、貴省からの限定旅券の発行を決定した通知により限定旅券の作成をしましたが、同通知日から6か月を経過しても本件申請者が出頭しないため、法第8条に基づく旅券交付及び同法施行令第4条第1項第5号に基づく書面交付ができない状況となっていることを報告します。

記

- 1 申請者氏名：外務太郎
- 2 官庁コード：18309999
- 3 管理番号：20189999
- 4 状況概要：平成○○年□□月○○日に外務太郎氏本人に電話連絡を行ったところ、「忙しいので後で連絡をする」と言われ、その後、何度も連絡をしているが応答がない。（詳細記録別添参照）

(別添)

外務太郎氏との通話記録詳細（例）

平成〇〇年□□月◎◎日 電話連絡。出頭日について確認したところ、「今、忙しいので後で連絡をする。」として電話が切られた。
□□月××日 電話連絡。応答せず。

(略)

△△月××日 連絡事項を簡易書留で郵送。
△△月××日 簡易書留の受領を確認。

(略)

××月□□日 電話連絡。応答せず。

(参考様式2：限定旅券未作成)

外務省領事局旅券課長 殿

○○県旅券センター
△△ ××

旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請について（報告）

今般、平成○○年□□月○○日付で受理した下記の旅券法第13条に該当する一般旅券発給申請については、貴省において限定旅券の発行の決定をし、当該限定旅券の作成の指示（許可）がありました。下記状況により当該限定旅券の発行の決定の日から6か月を経過しても旅券作成を行うことができず、旅券法施行令第4条第1項第1号及び同第5号が達成できず、旅券法第8条に基づく旅券の交付ができない状況となっていることを報告します。

記

- 1 申請者氏名：外務太郎
- 2 官庁コード：18309999
- 3 管理番号：20189999
- 4 状況概要：平成○○年□□月○○日に外務太郎氏本人に電話連絡を行ったところ、「忙しいので後で連絡をする」と言われ、その後、何度も連絡をしているが応答がない。（詳細記録別添参照）

事務連絡

H30-44号

平成30年7月24日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課

首席事務官 加藤 英次

担当：管理班 小島

電話：03-3580-3311

内線：3175

FAX：03-5501-8166

該当事案（3号：刑の一部執行猶予制度適用者）の取扱いについて

現在、該当事案（3号）の申請を受理するに当たっては、申請者に対して、必要書類として確定日が記載された判決謄（抄）本、仮釈放中の申請者に対しては仮釈放決定通知書の提出を求め、貴都道府県に適宜内容についても確認していただいているが、今後、平成28年6月から施行された「刑の一部執行猶予制度」が適用されている人物からの旅券申請が増加することが見込まれます。

同制度は、「裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1～5年間、執行を猶予することができるとする」制度であり、特徴として、最初に実刑部分を執行した後、残りの刑期については執行猶予を付すというものです。

従いまして、同制度適用者は出所した翌日から執行猶予期間が適用されることになるため、判決謄（抄）本に記載されている判決確定日から執行猶予期間（3号該当期間）を算出することができなくなっています。

つきましては、上記事例にかかる事務処理を下記のとおりといたしますので、貴都道府県におかれましては、今後、下記に従って事務処理を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 必要書類について

申請時に提出のあった判決謄（抄）本の刑罰を確認していただき、刑の一

一部執行猶予制度が適用されていることが判明した場合は、仮釈放を受けたのか、実刑期間満了により出所したのかを確認してください。そして、①仮釈放を受けている場合は、仮釈放決定通知書の写しを提出するよう求めてください。②仮釈放ではなく実刑期間満了により出所している場合については、在監（在所）証明を提出するよう求めてください。在監（在所）証明の入手方法について照会があった場合は、収監されていた刑務所に問い合わせるよう案内をしてください。

2 電話等による手続照会について

3号該当事案にかかる申請方法等について照会があった場合は、今までの案内に「刑の一部執行猶予制度が適用されている場合は、仮釈放決定通知書の写し、同通知書を手交されていない場合は在監（在所）証明も必要となります」との案内を追加してください。

3 その他

本件について問題等が生じた場合は、個別に外務省旅券課管理班までお問い合わせください。

4 参考情報

（1）刑の一部執行猶予制度適用の判決謄（抄）本刑罰記載例

被告人を懲役3年に処する。

その刑の一部である懲役1年の執行を5年間猶予する。

（2）3号該当期間の確認について

一部執行猶予期間の満了日までが3号該当期間となるため、同猶予期間を確認することで判明します。

ア 仮釈放を受けている者

仮釈放決定通知書の「仮釈放期間満了後又は釈放後の一時猶予期間」項目を確認する。

（記載例）

一部猶予期間 平成30年6月1日から平成35年5月31日まで

イ 仮釈放を受けていない者

在監（在所）証明書記載の在監最終日の翌日を起算日として算出する。

（例）在監期間が平成30年5月31日までの場合（執行猶予5年）

一部猶予期間 平成30年6月1日から平成35年5月31日まで

（了）